

平成15年4月8日

社会的養護のあり方に関する専門委員会の設置について（案）

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

1. 設置の趣旨

近年、少子化や都市化の進行、離婚の増加、地域における地縁関係の希薄化など児童と家庭を取り巻く環境は大きく変化してきており、児童虐待や配偶者暴力など家族を巡る様々な問題現象も生じている。

要保護児童に関する社会的養護施策については、平成9年の児童福祉法改正以降、地域小規模養護施設や専門里親の創設など、その積極的な推進に努めてきたところであるが、今日では児童養護施設に新規に入所する児童の半数近くが被虐待経験を持つ実態にあり、適切な施設ケア体制の確立や里親制度の拡充など、新たな状況に対応した社会的養護システムの構築が求められている。

このため、施設養育、家庭的養護及び社会的養護支援システムなど、社会的養護全般のあり方についてご検討いただくための専門委員会を設置することといたしたい。また、検討に当たっては、児童虐待防止対策に関する専門委員会と密接な連携を図りながら進めることといたしたい。

2. 主な検討課題（案）

施設養護のあり方について

- ・生活機能と治療機能の適切な組み合わせによる望ましいケア体制の構築
- ・施設の専門性を生かした家庭支援など地域支援機能のあり方

家庭的養護（地域ケア）について

- ・里親制度の普及及び拡充
- ・里親支援システムの強化

年長児童に対する自立支援

- ・自立援助ホームのあり方

社会的養護支援システムのあり方について

- ・施設機能の評価や苦情処理への対応など児童の権利擁護の強化
- ・施設入所・退所等に際してのアセスメントの策定などサービスの質の向上

その他